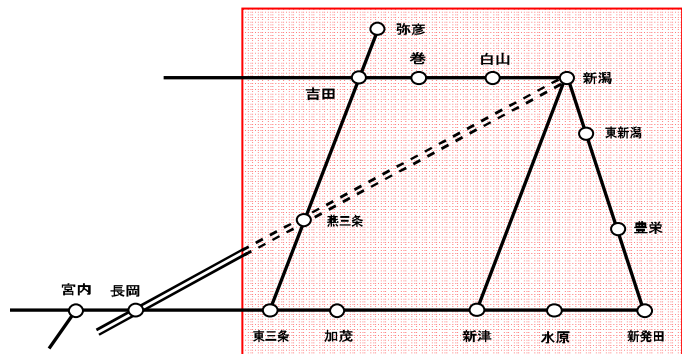


## 『新潟近郊区間』の設定等について

1月27日からの新潟圏在来線自動改札機導入に伴い、「新潟近郊区間」を設定いたします。あわせて、当該区間にかかわる迂回乗車のルールの一部を改正いたしますので、お知らせいたします。

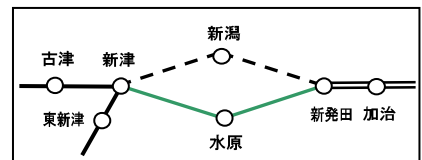
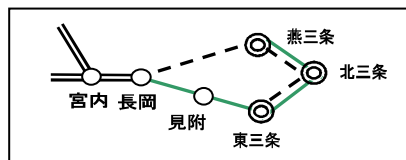
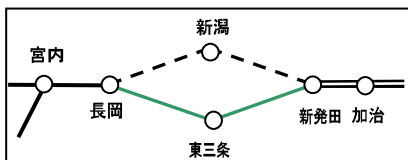
### 「新潟近郊区間」を設定いたします

新潟近郊区間内のみを普通乗車券又は回数乗車券でご利用の場合は、きっぷに表示された経路以外の経路についてもご乗車いただくことができるようになります（上越新幹線燕三条・新潟間は、新潟近郊区間には含みません。）

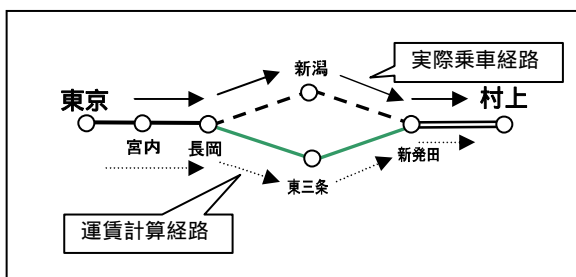


### 乗車経路にかかわる特例を廃止します

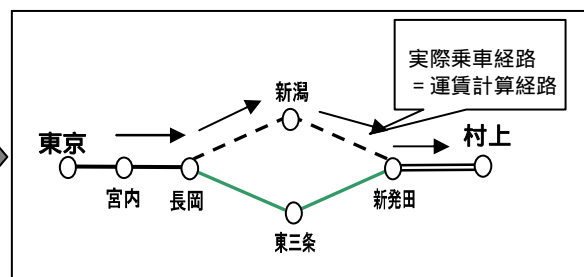
右図の3つの区間については、乗車経路にかかわらず短い方の経路のきっぷでご利用いただくことができましたが、お客さまの流動、列車の運行形態等の実態にあわせて、実際にご乗車になる経路によりきっぷをお求めいただくように見直します。



上記の特例により、短い経路の乗車券で、長い方の経路をご乗車いただいていた場合は、乗車経路どおりに運賃を計算することとなりますので、一部区間では、運賃が上がる場合がございます。



東三条経由の普通乗車券で新幹線経由のう回乗車が可能でした。  
乗車券 東京都区内～東三条経由～村上  
営業キロ 378.1キロ 6,090円



新幹線経由で乗車する場合は、実際の乗車経路に基づき運賃を計算します。  
乗車券 東京都区内～新潟経由～村上  
営業キロ 394.6キロ 6,300円